平成２２年（フ）第２９８号
群馬県吾妻郡草津町大字草津640番地89
債務者　剣持　静子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２９９号
群馬県佐波郡玉村町大字上新田1875番地４
武藤南アパートＤ号棟
債務者　寺島　弘隆
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３１０号
群馬県前橋市総社町植野628番地３　サンフラワーＣ―202号
債務者　馬目　宏和
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３１５号
群馬県前橋市日吉町３丁目30番地６　あけぼのハイツ603号
債務者　板橋　保彦
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３１６号
群馬県前橋市日吉町３丁目30番地６　あけぼのハイツ603号
債務者　板橋　保英
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３１７号
群馬県前橋市日吉町３丁目30番地６　あけぼのハイツ603号
債務者　板橋　早苗
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３１９号
群馬県前橋市城東町４丁目１番１号
債務者　池田　幸江
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３２０号
群馬県伊勢崎市曲沢町1457番地
債務者　関川香帆里
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３２１号
群馬県伊勢崎市除ケ町416番地11
債務者　松木貴美夫
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３２２号
群馬県前橋市上佐鳥町880番地
債務者　関口さな江
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３２３号
群馬県前橋市上佐鳥町880番地
債務者　関口あゆみ
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３２４号
群馬県前橋市六供町1025番地　ミナミハイツ403号
債務者　後藤　良伸
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４６０号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地７街区17棟201号
債務者　櫻井　竜也
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６５号
三重県多気郡明和町大字有爾中1058番地
債務者　北出　元昭
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２２３５号
京都市右京区嵯峨梅ノ木町６番地27
債務者　堀内　宏彰
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７２６号
京都市西京区大原野東竹の里町４丁目２番地55棟207号
債務者　高島　隆浩
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９３９号
京都市南区西九条川原城町28番地　七福タウンＣ棟16号
債務者　上林　久男
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９４０号
京都市南区西九条川原城町28番地　七福タウンＣ棟16号
債務者　上林ヤヨエ
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係